

トモズ健康くらぶ会員規約 新旧対照表 (2025年10月1日改訂)

新	旧	備考
<p><u>第3条 (会員登録・利用・入会資格)</u> 1.入会希望者は、トモズ・アメリカンファーマシー会員資格を有し、当社が運営・提供する「ポイントカードサービス」または「トモズ公式アプリサービス」を利用している必要があります。</p>	<p><u>第3条 (会員登録・利用・入会資格)</u> 入会希望者は、ST 会員資格を有し、「ST ポイントサービス」または「トモズアプリ」を利用している必要があります。</p>	(変更)
<p><u>第4条 (入会金、会費および諸費用)</u> 5. 当社が受領した入会金、会費および諸費用につき、当社が発行するトモズポイント、dポイント及び Ponta ポイント（以下、総称して「トモズポイント等」といいます。）は付与されません。また、入会金、会費および諸費用につきトモズポイント等による支払はできません。ただし、会員サービスのうち、オプションメニューの「ロシュ簡易血液分析装置」による検体測定および「カラダチェック」等の郵送検査キットについては、トモズポイント等の付与及びトモズポイント等による支払は可能とします。</p>	<p><u>第4条 (入会金、会費および諸費用)</u> 5. 当社が受領した入会金、会費および諸費用につき、ST ポイント、トモズポイント、dポイント及び Ponta ポイント（以下、総称して「ST ポイント等」といいます。）は付与されません。また、入会金、会費および諸費用につき ST ポイント等による支払はできません。ただし、会員サービスのうち、オプションメニューの「ロシュ簡易血液分析装置」による検体測定および「カラダチェック」等の郵送検査キットについては、ST ポイント等の付与（トモズポイントは除く）及び ST ポイント等による支払は可能とします。</p>	(変更)